

令和3年第2回津南町議会定例会会議録

(6月18日)

招集告示年月日		令和2年6月3日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和3年6月16日午前10時00分			閉会	令和3年6月18日午後2時21分		
応招・ 不応招  出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	滝沢元一郎	応・出	8番	村山道明	応・出	
	2番	小木曾茂子	応・出	9番	恩田稔	応・出	
	3番	久保田等	応・出	10番	栞原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	11番	津端眞一	応・出	
	5番	桑原義信	応・出	12番	草津進	応・出	
	6番	筒井秀樹	応・出	13番	風巻光明	応・出	
	7番	石田タマエ	応・出	14番	吉野徹	応・出	
地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	税務町民課長	小島孝之	○	
	副町長	根津和博	○	農林振興課長 農業委員会事務局長	村山大成	○	
	教育長	島田敏夫	○	観光地域づくり課長	石沢久和	○	
	農業委員長	涌井直		建設課長	鴨井栄一郎	○	
	監査委員	藤ノ木勤	○	教育委員会教育次長	高橋昌史	○	
	総務課長	村山詳吾	○	会計管理者	板場康之	○	
	福祉保健課長	鈴木正人	○	病院事務長	小林武	○	
職務のため出席した者の職・氏名			議会事務局長	野崎健	班長	鈴木真臣	
会議録署名議員		4番	関谷一男		9番	恩田稔	

〔付議事件〕

(6月18日)

- 日程第1 報告第1号 継続費繰越計算書の報告について
- 日程第2 報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第3 { 承認第5号 専決処分の承認について(令和3年度津南町一般会計補正予算(第3号))
- 日程第4 { 承認第6号 専決処分の承認について(令和3年度津南町国民健康保険特別会計補正予算(第1号))
- 日程第5 議案第32号 津南町新型コロナウイルス感染症防疫等作業に係る特殊勤務手当の特例に関する条例の制定について
- 日程第6 { 議案第33号 津南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 { 議案第34号 津南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 { 議案第35号 津南町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第36号 財産の取得について(除雪タイヤドーザ)
- 日程第10 議案第37号 工事請負契約の締結について(津南町埋蔵文化財センター改築工事)
- 日程第11 { 議案第38号 令和3年度津南町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第12 { 議案第39号 令和3年度津南町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 { 議案第40号 令和3年度津南町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 { 議案第41号 令和3年度津南町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第15 発議案第2号 津南町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第16 請願第1号 津南町議会議場に国旗の掲揚を求める請願
- 日程第17 議員派遣の件について
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査について

## 議長の開議宣告

議長（吉野 徹）

これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

## 議事日程の報告

議長（吉野 徹）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

### 日 程 第 1

#### 報告第 1 号 継続費繰越計算書の報告について

議長（吉野 徹）

報告第 1 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

本件につきましては、令和 2 年度津南町一般会計補正予算（第 14 号）及び令和 2 年度津南町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）において御承認いただきました継続費の繰越計算書の報告です。

細部につきましては、総務課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

以上で報告第 1 号を終了いたします。

## 日 程 第 2

### 報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（吉野 徹）

報告第2号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

本件につきましては、令和2年度津南町一般会計補正予算（第14号、第15号）及び令和2年度津南町下水道事業特別会計補正予算（第3号）において御承認いただきました繰越明許費の計算書の報告でございます。

細部につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（村山詳吾）、福祉保健課長（鈴木正人）、建設課長（鴨井栄一郎）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

以上で報告第2号を終了いたします。

## 日 程 第 3

### 承認第5号 専決処分の承認について（令和3年度津南町一般会計補正予算（第3号））

## 日 程 第 4

### 承認第6号 専決処分の承認について（令和3年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））

議長（吉野 徹）

承認第5号から承認第6号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

承認第5号から承認第6号を一括して御説明を申し上げます。

一般会計の総務課関係では、歳入で、前年度繰越金の増でございます。

福祉保健課関係では、歳出で、特殊勤務手当の増です。

教育委員会関係では、歳出で、新型コロナウイルス感染症検査手数料の増、外国語指導助手報酬の減、語学指導助手委託料の増です。

国民健康保険特別会計では、歳入で、傷病手当金特別交付金の増。歳出で、傷病手当金の増です。

いずれも緊急を要する事業でありましたため、5月18日付けで専決処分をさせていただいたものです。

細部につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

総務課長（村山詳吾）、福祉保健課長（鈴木正人）、教育次長（高橋昌史）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより一括して質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

承認第5号について討論を行います

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第5号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第5号は承認することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

承認第6号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第6号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第6号は承認することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、承認第6号は承認することに決定いたしました。

## 日 程 第 5

### 議案第32号 津南町新型コロナウイルス感染症防疫等作業に係る特殊勤務手当の特例に関する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第32号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

総務省の通知を受け、新型コロナウイルス感染症の防疫作業に従事した際、特殊勤務手当を支給する必要が生じたため、特例として新しく条例を制定するものです。

細部につきましては、総務課長が御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

10番、栞原洋子議員。

（10番）栞原洋子

1点、お聞きします。

職員なのですが、臨時的任用職員、会計年度任用職員の対象の職場というか職業を教えてください。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

町で会計年度任用職員として採用されたかたになりますので、基本、そこで任用された者は全て対象となります。事務職員であったり、看護師であったり、様々な職種がございます。

議長（吉野 徹）

10番、栞原洋子議員。

（10番）栞原洋子

この前もちょっとお聞きしましたが、病院のファックスの担当のかたが今度、会計年度任用職員の対象になったという話を聞きました。2人か3人くらいいらっしゃると思うのですが、そのかたたちもこの対象になるのでしょうか。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

そのかたたちは診察はないと思いますけれども、内容につきましては、診察、看護、移送、病原体の検査等でございますので、それに該当する場合には対応となります。

議長（吉野 徹）

10 番、栞原洋子議員。

（10 番）栞原洋子

ファックス担当の場所というのが常に患者さんに接している場所ですので、本当に危険な場所と取っていいと思うのです。ほかの事務職員と一緒に思うのです。ですので、この 1 号、2 号の作業というところで区別がつかないですけど、そのどちらかになると思うのですけれど、対象にはならないのでしょうか。

議長（吉野 徹）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

病院の会計年度任用職員、ファックスを担当している者につきまして対象になるかというお話でございます。現在、この条例につきましては、PCR 検査、抗原検査、そういった検査に携わった者を対象としてございます。ですので、現時点では、ファックス担当者は対応していないということのなかで、対象となっておりません。今後につきましても、そういう疑いのある患者さんに対応するかどうかというところのなかでは、対応するようなことはない、こう考えております。

以上です。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 32 号について採決いたします。

議案第 32 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 6

議案第 33 号 津南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

## 日 程 第 7

議案第 34 号 津南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第 33 号から議案第 34 号まで、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 33 号から議案第 34 号まで一括して御説明申し上げます。

昨年に引き続き、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、感染症の影響により一定程度収入が下がったかたに対して保険料の減免を行うこととされ、この減免に対する財政支援の基準が示されたため、国基準に従い、津南町国民健康保険条例と津南町介護保険条例の一部を改正するものです。

細部につきましては、福祉保健課長が御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより一括して質疑を行います。

13 番、風巻光明議員。

（13 番）風巻光明

国民健康保険と介護保険料の減免についてお伺いします。今のお話で 10 分の 3 以上収入が減ったかたには全額、あるいは、ある一定額の減免を行うというお話でございました。それから、いちばん最後に「この件については、町民に何らかの手段で周知をやりたい。」という話でしたけれども、昨年度から引き続いているわけでございまして、昨年度は、この件についてどのように町民に周知したのか。飲食店等問題になっていますし、これはかなりいらっしゃるのではないかと私は見ておるのですけれども、昨年度、どのように周知したかた、今年はどうのように周知の予定をしているということが 1 点。

もう一つは、昨年度は、もう実績が出ているわけだと思います。国民健康保険は今、大体 2,600 人くらい入っていると思いますけれども、この減免措置をされたかたは、何人分が減免されて、トータルの国民健康保険料の徴収額がどのくらい減ったか。

この 2 点について、お聞かせください。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

この後、7 月の広報紙に、広報紙の中に入れますと分かりにくくなってしまいますから、全く別のチラシを作りまして、そこに国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度、三つとも併せて載せるようなかたちで御案内をさせていただきたいと考えております。昨年同様のやり方ということになっております。また、年度の途中でも、一度、追加で御案



内もさせていただきたいと思っております。

2点目の前年度の状況ということなのですけれども、国民健康保険につきましては、全部で10の方が対象となっております。2年度分合わせまして、減免額の総額が165万4,400円ございました。それから、介護保険につきましては、対象となるかたは9人いらっしゃいまして、減免額の総額が17万6,800円ございました。それから、後期高齢者医療制度、これは減免そのものは広域連合ということになりますけれども、町のほうに申請があつて減免対象になったかたというのが4名いらっしゃいまして、82万1,400円の減免額ということになっております。

以上になります。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議案第33号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第33号について採決いたします。

議案第33号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

議案第34号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第34号について採決いたします。

議案第34号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 8

### 議案第35号 津南町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第35号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

新潟県道路占用料徴収条例の占用料単価が一部改正されたことにより、津南町道路占用料徴収条例の占用料単価を一部改正するものです。

細部につきましては、建設課長が御説明申し上げます。よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

1 番、滝沢元一郎議員。

（1 番）滝沢元一郎

予算書を持っていないので分からないのですが、この条例に基づいて、年間幾らくらい入っていますか。教えてください。

議長（吉野 徹）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

総額でよろしいですか。令和 2 年の実績におきまして、総額 116 万 5,000 円程度となっております。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 35 号について採決いたします。

議案第 35 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 9

### 議案第 36 号 財産の取得について（除雪タイヤドーザ）

議長（吉野 徹）

議案第 36 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

冬期交通の確保を図るため、除雪タイヤドーザを購入するものです。

細部につきましては、建設課長が御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

1点、聞かせていただきます。このタイヤドーザですけれども、町民のほうから、玄関先、あるいは車庫前に雪の塊を置いていくというような苦情が非常に寄せられております。前もお話させていただいたのですが、このタイヤドーザは、サイドシャッターが付いているものの導入というのは考えておられないのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（吉野 徹）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

除雪については、至らぬ所が幾つかあるかと思えます。機械の購入につきましては、今までと同機種のを計画しておるところでございますが、除雪作業においては、至らぬ所はありますが、またこれはオペレーターにも注意していただきまして、可能な限り対応させていただきたいと考えております。

議長（吉野 徹）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

今、私が質疑したサイドシャッターの意味は分かりますか。

議長（吉野 徹）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

サイド板の脇の所です。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

6 番、筒井秀樹議員。

（6 番）筒井秀樹

このタイヤドーザの契約先は東京なのですけれど、メンテナンスはどこが受けるかたちになるのでしょうか。

議長（吉野 徹）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

本社は東京ということになっておりますが、十日町市に十日町営業所がございます。そこでメンテナンスをお願いしたいと思います。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 36 号について採決いたします。

議案第 36 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 10

### 議案第 37 号 工事請負契約の締結について（津南町埋蔵文化財センター改築工事）

議長（吉野 徹）

議案第 37 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

本件につきましては、津南町埋蔵文化財センター改築工事に係る工事請負契約の締結です。6 月 2 日に制限付き一般競争入札を執行いたしましたので、請負業者と工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決をお願いするものです。

細部につきましては、教育次長が御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

議長（吉野 徹）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

8番、村山道明議員。

（8番）村山道明

入札の結果はこれでよろしいのですけれども、この埋蔵文化財センターについては、必ずや文化庁の言葉が入って、増工事とかそういうことが考えられる可能性もあるのではないかと考えているのですが、そういうことは一切ないということで、結果はこれでいくのだということで考えてよろしいでしょうか。

議長（吉野 徹）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

今ほどの御質疑のとおり、こちらのほうには、国の重要文化財等々の設置、展示が予定されておるというところで、当然、国のほうにもその辺の御指導を仰ぎながら、展示室等々をこれから整備していくということになります。御承認をいただいておりますところの予算をもって、その中で工事が進むように、私どもとしては尽力したいと考えてございます。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

この旧中津小学校の改修工事は、きっと5年間くらい掛けてやる工事になり、トータル6億円くらいだと思います。今回、教室関係の改修工事ということで、これは今までずっと「株高橋工務所」さんがやってきましたね。変な話ですけど、一般競争入札と言っていますけれど、この5年くらい掛けての一連の工事、一般競争入札があって業者が変わるといことは現実的にあり得るものなのですか。一般競争入札の結果によって、そういうことはあり得ますか。一般的な事例についてお伺いします。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

入札の関係でございますけれども、毎年入札を行っておりますので、状況によっては、

請負業者が変わる可能性もあると思います。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 37 号について採決いたします。

議案第 37 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

換気のため、11 時 00 分まで休憩いたします。 —（午前 10 時 50 分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。 —（午前 11 時 00 分）—

#### 日 程 第 11

議案第 38 号 令和 3 年度津南町一般会計補正予算（第 4 号）

#### 日 程 第 12

議案第 39 号 令和 3 年度津南町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

#### 日 程 第 13

議案第 40 号 令和 3 年度津南町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

#### 日 程 第 14

議案第 41 号 令和 3 年度津南町病院事業会計補正予算（第 1 号）

議長（吉野 徹）

議案第 38 号から議案第 41 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 38 号から議案第 41 号まで一括して御説明を申し上げます。

一般会計の総務課関係では、歳入で、個人番号カード交付事務費国庫補助金の増、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増、ふるさと支援まちづくり基金繰入金  
の増、前年度繰越金の増、公有建物災害共済金の増、コミュニティ助成(財)自治総合センター交付金の増。歳出で、ネットワーク機器設置工事費の増、マイナンバーカード交付事務  
会計年度任用職員人件費及び事務費の増、庁舎車庫シャッター修繕料の増、ニュー・グ

リーンプピア津南第2リフト修繕料の増、コミュニティ助成事業補助金の増でございます。

福祉保健課関係では、歳入で、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業国庫補助金の増、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費及び事務費国庫補助金の増、新型インフルエンザ等台帳システム改修事業国庫補助金の増、ロタウイルスワクチン台帳システム整備費国庫補助金の増、医学生等修学資金貸付金元利収入の増。歳出で、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業事務費及び給付金の増、介護保険特別会計繰出金の増、電算委託料の増、健康増進施設等修繕料の増、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業事務費の組換え、ワクチン接種事業看護師等報酬の増、接種委託料の増、病院補助金及び出資金の増などでございます。

農林振興課関係では、歳入で、強い農業・担い手づくり総合支援県交付金の増。歳出で、堆肥センター屋根改修工事費の増、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の増、炭化施設撤去費負担金の増、農地・水保全管理支払交付金事務費の増、農村環境整備事業補助金の増などでございます。

観光地域づくり課関係では、歳出で、中小企業雪国特別対策事業補助金の増、消費拡大キャンペーン補助金の増、飲食店コロナ対策認証制度設備導入支援費補助金の増、林業会館、竜神の館、萌木の里修繕料の増などでございます。

建設課関係では、歳出で、林道秋山北線、町道中深見堂平線ほか修繕料の増、芦ヶ崎沖ノ原野原線ほか法面復旧工事費の増、生活道路消雪施設事業補助金の増などでございます。

教育委員会関係では、歳出で、公民館臨時事務雇報酬の増、成人式事業費の組換え、総合センター修繕料の増、マウンテンパーク津南パトロールセンター等修繕料の増、AED購入費の増などでございます。

介護保険特別会計では、歳入で、事業費国庫補助金の増、一般会計繰入金金の増。歳出で、職員人件費の増、システム改修委託料の増などでございます。

下水道特別会計では、歳入で、特定環境保全公共下水道事業国庫補助金の増、特定環境保全公共下水道事業債の増。歳出で、耐水化計画策定業務委託料の増などでございます。

病院事業会計では、歳入で、運営費補助金の増、備品購入費分出資金の増。歳出で、特殊勤務手当の増、感染症対策消耗品・備品費の増、トイレ等修繕費の増、感染症対策備品購入費の増などでございます。

細部につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

総務課長（村山詳吾）、福祉保健課長（鈴木正人）、農林振興課長（村山大成）、観光地域づくり課長（石沢久和）、建設課長（鴨井栄一郎）、教育次長（高橋昌史）、病院事務長（小林武）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

—（午前11時52分）—

—（休会）—

会議を再開いたします。

—（午後1時00分）—

議長（吉野 徹）

これより一括して質疑を行います。

12 番、草津進議員。

（12 番）草津 進

福祉保健課長に 2 点、農林振興課長に 1 点、お願いいたします。

福祉保健課長、連日、御苦勞様です。説明をいただきました看板の 2 点でありますけれども、これは、卯之木にあるものと上郷にあるもの、この 2 基でよろしいのですか。これは、「元気・笑顔・輝く町」と書いてある気がしますけれども、これのことによろしいのでしょうか。

もう 1 点、サンビレッジの雪害でありますけれども、どのようなかたちになったのか。また、保険対応できるのかどうかについて、まずお願いいたします。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

看板につきましては、今ほどお話のありました 2 基、卯之木のものと子種のものということになります。

それから、雪害の関係ですけれども、サンビレッジの入口側、玄関の横の部分の左側の壁が一部破損したものです。経年劣化と取れなくもないような部分もあるものですから、今、共済の関係で見てもらっているところですので、そこがしっかり対応になれば、こちらのほうは雪害というところで、必要があれば、後ほど歳入も補正を組ませていただきたいと思います。今現在では、まずはそこの修理を進めてくれということになっておりますので、修理分を上げさせていただくものです。

議長（吉野 徹）

12 番、草津進議員。

（12 番）草津 進

農林振興課長でありますけれども、町の堆肥センターの改修が 3,700 万円ありますけれども、私は、これは農協と思っていたのですけれども、これは町のものなのでしょうか。確認をさせていただきます。

議長（吉野 徹）

農林振興課長。

農林振興課長（村山大成）

堆肥センターにつきましては、町の持ち物でございます。



議長（吉野 徹）

12 番、草津進議員。

（12 番）草津 進

町の建物ということでありましたが、これは、日々の管理というものはどのようにされておったのか。恐らくさびで雪が落ちなかったのかなと思いますけれども、特に町は予算の関係上もあろうかと思えますけれども、屋根については、非常にさびの付いているような所をそのままにしておって、当然取り換えなければならないような、大きな金が掛かるような状況になっております。そういった意味でも管理というものはどのようにされているのかについてお伺いします。

議長（吉野 徹）

農林振興課長。

農林振興課長（村山大成）

今回、被害を受けた堆肥センターは、透明な屋根のものでございます。そこに今冬の雪が極端に1週間くらいで2mくらい降った最初の雪があったと思いますが、あれがなかなか落ちなくて、そこで屋根が破損したということでの対応でございます。

議長（吉野 徹）

12 番、草津進議員。

（12 番）草津 進

分かりましたけれども、私は沖ノ原にある大きい堆肥センターかと思うのですが、それとはまた違うのですか。

議長（吉野 徹）

農林振興課長。

農林振興課長（村山大成）

沖ノ原にあります大きい堆肥センターの屋根がトタンでやってあるものと、もう一つ奥側に透明なものがありますけれども、その透明なほうが町の持ち物で、透明ではないほうが農協さんの持ち物でございます。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

6 番、筒井秀樹議員。

（6 番）筒井秀樹

2 点ほどお願いします。

消費拡大キャンペーン補助金に関して確認なのですが、これは恐らく3月31日までの支援策になるかと思うのですが、例えば長期のキャンペーンを張った場合に、補助が出るのはキャンペーンが終わった時点で出るのか、それとも、中途でも出せるのかという点。あとは、これは出口戦略として考えるのか、それとも、途中の経済対策として考えるのかという点。

それから、AEDの購入費等なのですが、AEDの場合、今まで使わないことに越したことはないのですが、何か利用実績等があったのでしょうか。

議長（吉野 徹）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

御質疑ありがとうございます。現在、予定しております消費拡大キャンペーンにつきまして、一応、基本的には、事業が完了してまとめて申請していただくということで最初は考えておりますけれども、資金繰り等の問題もあるかと思しますので、途中での交付も可能なように設計しています。

それから、この消費拡大キャンペーンの戦略的な位置づけということですが、なかなか我々のほうも消費喚起の施策というのがタイミング的に打ちづらかったり、それから、業種、業態によって、かなり施策の効果というもののばらつきがあるということが今までの課題としてあろうかと思っております。その辺をぜひ事業者の皆さんから積極的に考えていただきながら、活用していただけるような制度として位置づけております。そこが出口戦略になるかということになると、意味合いは違うのかもしれませんが、事業者のかたがたの生き残りのためにいろんな知恵を出していただきたいというのが本音でございます。

議長（吉野 徹）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

AEDの関係になりますが、実績があったかどうかということなのですが、教育委員会のほうでは、おかげさまで、そういったAEDを使って緊急的に除細動を行わなければいけなかったという報告は受けてはおりません。

議長（吉野 徹）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

あと、消費拡大キャンペーンの補助金なのですが、申請後、どのくらいのスパンで交付されるか、交付をめどにしているか、教えてください。

議長（吉野 徹）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

支払いに関しては、事業者のかたがいつキャンペーンを打つかによって変わってくるかと思えます。それこそ、夏の生ビールが出る時期に打ちたいのだということであれば、早めそういった事業は完了すると思うので、その事業が完了した段階で、また交付申請いただくということになるかと思えます。年末商戦に向けてやりたいのだということになると、その事業者が狙うタイミングによって変わってくるということになるかと思えます。

議長（吉野 徹）

9番、恩田稔議員。

（9番）恩田 稔

総務課長に1点、10ページなのですが、コミュニティ助成事業に関しまして、負担割合はどのようになっているのか。これは、集落の戸数とかは全く関係ない補助制度なのか、1点、お願いします。

それから、観光地域づくり課長に、今ほども筒井議員からも質疑があったのですが、町民の皆さんにプレミアム商品券のように買ってもらって行ってもらうというのと、それから、今のように事業者に対して補助をするという、この二つに分かれると思うのです。どっちもいろいろ課題もあると思うのですが、手っ取り早いのは、町民にやったほうが良いということだと私は思うのですが、事業者さんのほうを主体にしたところを、今ほど（おっしゃったように）、事業者さん自体もいろいろなことを考えてくださいという思いがあったのだと思うのですが、そういうところの説明をもう少しいただけますか。

この2点、お願いします。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

コミュニティ助成事業の補助金でございます。こちらにつきましては、毎年、希望がある集落から手を挙げていただいております。集落の大きさ等は特に規制はございません。そして、この補助事業につきましては、満額助成ということになりますので、100%になります。今回、辰ノ口と中子ということなのですが、今、各集落で希望している所がほかにはございません。毎年、人気があって、待ってもらっている所もあったのですが、ちょうど今、町の集落がないということなので、もし、希望がある所があれば、一度、御相談願えればと思います。よろしくお願いたします。

議長（吉野 徹）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

御質疑ありがとうございます。今回の消費拡大キャンペーン事業につきましては、昨年度、プレミアム商品券を2回にわたって実施させていただきました。かなりそれなりの金額を投入したところではありますけれども、やはりいろんな課題が指摘もされました。我々もその反省のなかで、確かにプレミアム商品券というのが去年まで実施してきたことから考えると、同じようにやるということは、事務的にはやりやすかったところではあります。あえて今回、事業者を主体とした施策を打つことによって、とにかく事業者自らが稼ぐのだという強い意志を持って、このコロナ禍を乗り越えていただきたいという思い。それから、やはりそうすることによって、それぞれの事業者にとって、自分たちが稼ぎやすい時期、それぞれのターゲットとしているお客層、時間帯、時期、こういったものが全て飲食店、小売業、いろんな業態がありますので、こういったかたがたが非常にやりやすいよというということで、今回、設定させていただいたものでございます。ですので、多分、これほどの交付金が日本中にあるかどうか分かりませんが、かなり思い切った施策を打たせていただいたと我々は自負しているところでございますので、積極的に商工業者の皆さんからは活用していただきたいと考えております。

議長（吉野 徹）

9番、恩田稔議員。

（9番）恩田 稔

観光地域づくり課長ですけれど、今までのプレミアム商品券は、売っているものとか、そういうものによって、非常に来てもらえなかったみたいのところも結構あるのだと思うのですが、これについても、事業者さんが手を挙げないというか、やろうとしない限りは、今度は全くゼロになるわけですよ。ですので、そこら辺の手当て、周知もそうでしょうけれども、そこら辺を丁寧にしないといけないような気がするのです。今も答弁がありましたけれども、ちらしなり電話なり、そこら辺を丁寧にやっていただきたいと思います。答弁はいりません。お願いします。

議長（吉野 徹）

10番、栗原洋子議員。

（10番）栗原洋子

3点、お聞きします。

まず、福祉保健課ですが、医学生の修学資金の件です。非常に残念だと思うのですが、今、この修学資金を利用しているかたが何人いらっしゃるのか、教えてください。

それから、教育委員会のほうの成人式のキャンペーンで5名の申し出があったということをお聞きしているのですが、キャンペーンを行ったやり方というか、どういうふう

に広報したのか、教えてください。

それともう一つ、病院で先ほども質疑しましたけれど、会計年度任用職員、病院のファックス担当のかたは特殊勤務手当の対象にならないというお話だったのですが、病院としては、このファックス担当のかたがいなくても良いのか、いなければ困るのか、教えてください。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

今ほど、説明をさせていただきましたかたがたを除きますと、もう貸付けはもう終わって、学校も終わっていらっしゃるのですけれど、猶予期間、病院の都合等で猶予等になっていらっしゃるかたが3名。それから、今現在、借入れを実際に行っている学生さんが4名ということになっております。

議長（吉野 徹）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

成人式のキャンセル料の補助金に係るところの御質疑であるかと思っております。このキャンセル料につきましては、まず、最初に成人者のほうに、メールで登録していただいた所にみんな御照会を掛けました。ただ、あまりこちらのほうに、そのメールを確認して電話等々の問合せがあったのは件数が少なかったものですから、再度、私どもは、今度は御家庭のほうに全部郵送で出させていただいて確認をしたと。ただ、それでも照会等があったのが5件程度だったということで御認識をいただきたいと思っております。

議長（吉野 徹）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

病院の会計年度任用職員ファックス系の職員なのですが、こちらにつきましては、院外薬局と共に協議をさせていただきました。この6月1日から会計年度任用職員として登用してございます。病院としては、重要な役割として考えてございますので、いなくて良いということにはなりません。

以上でございます。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

訂正させていただきます。先ほど、猶予3名と話をさせていただきましたが、申し訳ありません、2名の間違いです。（猶予が）2名の、貸付けが4名です。

議長（吉野 徹）

10番、栞原洋子議員。

（10番）栞原洋子

医学生ですが、本当に定着していただかないと全然増員につながらないわけですので、しっかりここは説明をして、本当に来ていただきたいということ、やめてもらわないようなしっかりした説明をして、病院に来ていただきたい気持ちをしっかり伝えていただきたいと思います。

それから、教育委員会のほうのキャンペーンですが、家庭のほうにも郵送されたということで、これ以上の申し出はないということですか。少ないなと思って。男性のかたでも今は着物というか袴というか、何か着ていますよね。あと、都会のほうでも、こういう制度を知らなかったという人たちもいるかもしれないし。郵送してあれば、ちゃんと伝えてあると思うので、これで終わりではなくて、もうちょっと募集を掛けていただきたいと思います。また秋口にあるそうですので、よろしくをお願いします。

それから、病院のほうも、ファックス担当は重要だということで、なくてはならないポジションだと思うのです。当時、薬局さんのほうから手当が若干出ていたそうなのですが、病院も町もファックスのほうには全く関与してこなかったという経過があるのです。だから、特殊勤務手当のほうの「平常時における勤務の中で行われた防疫等作業」、これに当てはまるのではないかと思うのです。1番の緊急時に行われたということではなくて。というので、あの場所にいってもらえば分かりますけれど、本当に危険な場所なのです。危険というか、感染リスクのある場所なので、もう一度、また考えてください。

議長（吉野 徹）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

栞原議員がおっしゃることも理解できます。ただ、病院としては、感染リスクのあるかたは院内に入れないということで、今までも対応してございます。院内に入ってこられたかたは、まず、入口の看護師による聞き取り、あるいは、救急外来でのPCR検査、抗原検査、そういうかたちのなかで院内に入らせていただいています。今回、特殊勤務手当の支給に対応する職員といたしましては、疑いのある患者の対応をした職員ということでさせていただきます。よろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

10番、栞原洋子議員。

(10 番) 栗原洋子

危険な手当というものではないのですが、病院の中に入っているけれども無症状のかたもいらっしゃるわけです。中にはいるかもしれないのです。だから、そういう想定をして、想定上で感染リスクがあるのだというのを考えなければ。そんなことを言っていれば、中で手洗いしたり、マスクをしたり、消毒したりというのがいなくなるわけです。だから、ファックス担当であろうが事務員であろうが、全ての職員が対象になると思うのです。そこをしっかりと取り組んでいただきたいと思います。ファックス担当のかたが非常に怖がっていますので、よろしくをお願いします。

議長 (吉野 徹)

ほかに質疑はありませんか。

8 番、村山道明議員。

(8 番) 村山道明

病院の関係で、仮設の陰圧ハウス、これはリースか購入か。

これに基づいて、陰圧室用消耗備品費 20 万円、これらのものを入れてハウスをするわけですが、このハウス、どういうかたちで運用するのか。

もう 1 点は、このハウスを設置するに当たっては、院長の希望といたしましょうか、要望があったのかどうか。津南病院でこのハウスを建ててまで処置をすることに問題はないのか。

その 3 点です。

議長 (吉野 徹)

病院事務長。

病院事務長 (小林 武)

仮設の陰圧ハウス、こちらにつきましては、購入を予定しております。設置場所的には、救急外来の外側に置きたいと思っています。こちらにつきましては、救急車が救急外来の前に来たときに PCR 検査をしますと、患者様は 1 時間も待たなければいけない。ただし、救急車は次の場所に行かなければいけない。患者様は院内に入られない。こういった状況がこの春ございました。そういったところから、消防からの要望もあり、また、院内でも各種委員会で検討し、最終的には院長の判断で町長に要望したというところでございます。

今後の運用的には、院外に設置しているということもありますので、インフルエンザ等々の感染リスクの高い患者様がもし救急車で来られた場合には、そちらのほうで処置できるように、そういう体制を取りたいと思っています。

以上でございます。

議長 (吉野 徹)

8 番、村山道明議員。

(8番) 村山道明

そうしたら、それだけ担当の看護師がいたり、それなりの設備がいきますよね。冬だって、あそこに放置してれば除雪に大変ですし、そういう意味でいろいろとリスクが出てくるはずですよ。では、発熱外来の今あるハウス、医師住宅の診察室等々については、無意味になるというふうに私は考えます。そういう PCR 検査関係については理解はするのですが、実際の運用に当たっては、では、ほかのものはもう閉じてもいいのではないかと、いう気はするのです。今、だんだんだんだんこれからワクチン接種が終われば、それ相応に使用する必要もある程度なくなってくる事態に1年以内になりますよね。そうした場合は、救急外来を多少した場合の、改造したほうが高いのではないかと、いうことも考えられるわけです。ですから、購入してまで、まさかこういうハウスを建てるとは私も想像していませんでした。それまでして果たして津南病院の医師の負担、看護師の負担というものが、本当に院長の希望が、院内の話合いで本当に問題なかったのですか。その点だけでけっこうです。

議長 (吉野 徹)  
病院事務長。

病院事務長 (小林 武)

院内での決定事項というのは確かなのですが、運用等につきましても、今回、新型コロナウイルス感染症の疑いのあるかたということで考えてございますが、今後、そちらのほうでも診察ができるようなことで、あるいは、先ほど申し上げたインフルエンザの感染の疑いのあるかた、そういったかたがたが救急車で来られたときも、そちらで対応ができる。そして、今、行っている発熱外来、こちらの運用につきましても、外来で来られたかたがた、入口で熱発症状が出たようなかたがたについては、そちらの発熱外来で診察をするという体制でございます。現時点でも利用してございますので、申し述べたいと思います。以上でございます。

議長 (吉野 徹)  
1番、滝沢元一郎議員。

(1番) 滝沢元一郎

2点ほど、お願いいたします。

1点目は、農業振興費の中の強い農業・担い手づくり総合支援交付金ですが、対象はどこなのか。それから、もう一度、詳しい状況を御説明いただきたいと思っております。

それから、観光費の中で修繕料ですけれども、萌木の里のブローワーと物産館の小屋根、竜神の館の温泉のろ過機ということなのですけれども、それぞれの金額を教えてくださいと思っております。

それから、竜神の館につきましても、営業が始まっております。今回、そのろ過機をまた修繕ということであったのですけれども、もう営業が始まっております。これ以上の改修とか、そういった近々の見込みというのは、もうないのでしょうか。その点について、お伺



いします。

議長（吉野 徹）  
農林振興課長。

農林振興課長（村山大成）

雪害の関係について、お話させていただきます。皆さん御存じのとおり、芦ヶ崎の道路の脇の格納庫が雪の重みで潰れたわけですが、あの中に農業用機械が入っておりまして、その条件が国の雪害対策の条件に合致するというので、3件のかたの申請をいただいております。田植え機が新品が1台、トラクターの修繕、コンバインは中古で購入と。その修繕費なり購入費の10分の3ということで、3割補助ということでの申請になっております。

議長（吉野 徹）  
観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

修繕費のほうなのですけれども、物産館のほうの修繕料が170万円。竜ヶ窪温泉のほうのろ過機の破損、老朽化と管詰まりというところでの材交換と合わせまして、250万円、避難誘導灯等の修繕で290万円。萌木の里の浄化槽のブロワー破損につきましては、50万円となっております。

議長（吉野 徹）  
1番、滝沢元一郎議員。

（1番）滝沢元一郎

芦ヶ崎の雪害ということで、ふだん、そこに入っている人は管理をやっているわけですよ。ふだんから機械を入れておく所については、入れておく人が管理をするわけですが、そういったこの事業が該当するということについては、どういうふうな。管理が行き届いていれば、潰れなくてもいいというような気もするのですけれども、どういうことで、こういうことに該当するかしないかというのは判断をするのでしょうか。

それから、営業が始まった竜神の館については、もうほかには、近々、改修とかそういった見込みはもうないですね。

その2点をお願いします。

議長（吉野 徹）  
農林振興課長。

農林振興課長（村山大成）

事業の対象といたしましては、この雪によって被害を受けたものですし、それは壊れた

だけではだめで再取得するという。修繕するとか、新規で買うとか、中古で買うとかという。再度、それをまた同じような機械を揃えるというところに対しては補助対象となっております。今回の雪は、皆さんも御存じのとおり、非常に短期間で多く降ったということで想定外の雪の量で、話に聞きますと、格納庫が倒壊する次の日には皆さんで雪下ろしをするという計画だったと聞いております。ですので、管理を全くしていないというわけではないですし、通常と違う崩れ方をしているかと思っておりますので、雪の重みの入り方が今までとは違うかたちで建物にストレスを与えたのかなと考えております。

議長（吉野 徹）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

失礼いたしました。竜ヶ窪温泉につきましては、ろ過機に関しても、老朽化が一つの原因かなと考えております。言葉が足らなかったのですけれども、今回、当初予算で盛っていた点検であるとか、そのほかの修繕、こちらのほうを後回しにさせていただいて、緊急的に対応させていただいております。ですので、今後、当初予算で予定していたものを見込んでおりますけれども、なにせかなり古い施設になっておりますので、今後、そういったものが突発的に発生しないかと言われると、なるべくそういうことがないように管理をお願いしながらやっていって、適切に管理運営していきたいと考えております。

議長（吉野 徹）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

3点ほどお伺いいたします。

まず、福祉保健課長にお伺いします。臨時特別給付金事業、これは低所得者対策ということでして、ひとり親家庭は県が給付するので、それ以外だと思うのですが、この負担金補助及び交付金、この中の子育て世帯生活支援給付金、これはどういう条件の所へ県が支給するひとり親家庭と金額的にはどのくらいになりますか。その辺を教えてくださいと思います。

それから、2点目なのですが、先ほど恩田議員が質疑していた続きのような感じになるのですけれども、この消費拡大キャンペーンです。いろいろ御説明いただいたのですけれども、このキャンペーンを張るということは、若くてインターネットでも何でも情報が取れて、すぐ動ける人は意外と簡単にスムーズにキャンペーンを張れると思うのです。まさに、本当に小規模で年寄りがと言うと語弊があるかもしれないけれども、本当に難儀をして小規模でやっている人たち、こういう人たちにどのように説明をして、どのような支援をしながらこの事業を使えるか。そんなような方法は、どう考えていますか。やはりそこまでしなければ、ただ大手の力のある所だけが、大手というか、若くて何でもできる、インターネットでもなんでもできる、その人だけが得られるメリットになってしまうと思うのですが、そのところをどういう方法を使うのか、教えてくださいと思います。

それから、もう1点、その下の観光費です。今、滝沢議員も質疑いたしましたけれども、竜ヶ窪温泉は春の委託の時は、営業ができるところまで修繕費を見ていたわけですね。だけど、今聞くと、もう老朽化しているものをまた代えるのだということなのですが、最初、その事業をやるときには金額を低く見て事業採択をして、後々、ぼちぼちぼちぼち追加追加で出てくる。こんなやり方ですと、なかなか私たちも理解ができません。その辺を答弁いただきたいと思います。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

まず、子どもへの給付金のお話でございます。これは、国でも一度制度設計をした後に、その上に重ねたようなかたちになったものですから、内容として分かりにくい部分があるかもしれませんが、よろしくお願ひできればと思います。

まず、1点目、県が実施しますひとり親世帯への給付金です。これは基本的には、児童扶養手当という、ひとり親のかたへの手当てというのがございますけれども、これらのかたがまずは対象ということになります。これらのかたは、県は既に口座情報等も分かっているところですので、プッシュ型で、要は「振り込みますよ。」ということで、すぐに行けるということだそうです。それらのかたのほかに、ひとり親のかたで、児童扶養手当が公的年金、例えば遺族年金とか障害年金とか、そういった公的年金を受給していることによって所得制限を超えてしまっているかたというのが実はいらっしゃるのですけれども、こういったかたも対象にしますということになっています。さらに、新型コロナウイルス感染症の関係で、児童扶養手当の受給世帯同等並みに所得がたまたま、去年は高かったのだけれども、今年、今現在になったら非常に所得が落ちてしまったかたは、これが対象になりますということになります。このひとり親世帯のかたについては、県が支給ということにはなりますが、支給の通知等の事務は町がやるということで、この後、町のほうで実施をさせていただくところでございます。

それから、その他の世帯の分ということで、これは基準日がございまして、令和3年3月31日現在で18歳未満、障害児の場合は20歳未満ということになるのだそうですけれども、そのかたが対象になって、令和3年度分、これから住民税がちょうど決まるときかと思うのですけれども、非課税であるかたが基本的に対象になります。さらに、同様に、去年は所得があつて住民税が今年に課税なのだけれども、たまたま所得が下がってしまって、住民税非課税世帯と同等の所得になったかたも対象になります。これらのかたについては、町が支給をさせていただきます。

ひとり親のかた、それから、町が支給するそれ以外の世帯のかた、いずれも児童1人当たり5万円を給付させていただくものということになっております。

話が行ったり来たりで申し訳ないのですけれども、町が支給させていただくかたにつきましては、町は児童手当というのを15歳までのかたには支給しておりますので、そこはやはり口座の情報等が分かるものですから、そこはプッシュ型でなるべく早く支給したいというところでして、それ以外の18歳未満ということで年齢が拡大したり、所得の急変のか

たは分からない部分もありますが、そういったかたには、広報等をさせていただくなかで申請をいただいて、支給をさせていただくというような流れになるということで聞いております。

以上です。

議長（吉野 徹）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

御質疑ありがとうございます。まず、消費拡大キャンペーンをどのように広報するかということなのですが、今、考えておりますのが町の広報紙に載せること、それから、ホームページに載せること、そして、7月になるかと思うのですが、商工会の配布文書の中に混ぜ込ませていただこうと考えています。商工会に入っていない事業者の皆さんが当然いらっしゃいます。正直、我々もいろんな事業が国のほうの補助金、県のほうの補助金等々あって、事業者の皆さんがあまりにもいろんな形態があるものですから、どのように告知したら良いかというのはかなり悩んでいるところなのです。マスコミの皆さんのお力も借りながらやっていくことになろうかと思えます。「とりあえず広報紙に載せたらそれで良いのか。」と言われると、十分ではないとは当然考えております。ただ、我々としても、なかなかそういったかたがたに届けるチャンネルというのが。もちろん気づけば、そういった所にはお声がけはさせていただければと思っておりますけれども、また議員の皆様からも、ぜひ積極的にそういった御紹介をしていただければと考えております。なかなかやり方が分からないというふうに当然なろうかと思えます。なるべく我々も町内の印刷業者さんに、広告を打ったら、こういうひな型を作っておいてくださいとか、そういったお願い、それから、こういう事例が対象になりますみたいな、そういった Q&A みたいなものも作らせていただいています。正直、どこまで我々が手を差し伸べられるかというところに関しては、限られたリソースもありますので、なるべく手は、お問合せいただいたものには当然積極的にやっていきたいと思えます。

それから、竜ヶ窪温泉の修繕費については、誠に申し訳ございません。当初予算等で今までできていたものについては、最低限ここまであれば開館でいけるだろうと。例えばエアコンの修繕とかですね。こういったものを準備させていただいたところですが、修繕料の補正予算に関しては、当然、臨時的な経費だということを念頭に置きながら、我々も来年まで待ってくれというような修繕も実は幾つかあったりします。そういったものを調整しながらやらせていただいているというのが実情ですので、御理解いただければと思います。

議長（吉野 徹）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

福祉保健課長にもう一度、伺います。町単独で支給するかたがたは、低所得者ですよ、

非課税世帯。そういうかたがたということで、金額は同額ということですが、ひとり親家庭のかたがたが本当に今困っていらっしゃると思うのです。だから、きっと国なり県なりの施策があるかと思うのですけれども、町がひとり親世帯にも上乘せでしてほしいと思うのです。というのは、私、何回か議員の中では話をしたかと思うのですけれども、実際に津南町でひとり親世帯のかたが家賃の支払いに困って、10万円の小口資金の手続きに行ったけれども、日程的に間に合わないからということで、社会福祉協議会でお助け資金とかというのを急ぎょ借りていったという、そういう現実があるのです。だから、本当にひとり親世帯は大変なときだと思うのです。だから、私は、上乘せでお願いできれば有り難かったと思います。今回の補正は、ともかくですけれど、ぜひそこら辺も考えていただきたいと思います。

それから、消費拡大キャンペーンについてなのですけれども、担当者はいろいろな手段を考えておられるのだと思うのですけれど、本当に広報紙に入れただけで、入れたから、もう全世帯にお知らせしてあるのだということでは、とてもだめだと思うし、どうやってそういうかたを本当に拾っていくかとか、アドバイスができるかというところは難しいと思うのですけれども、とにかくホームページだとか、何と言ったって御高齢者はなかなかうまく利用できません。せつかくの補助事業があるのに使い方が分からなくて、何にも自分のこととは思わず、見過ごしてしまっているということがあると思うので、窓口対応のかたが「例えば、こういう方法があるよ。お宅のこの状況なら、こういう方法があるよ。」という辺りを本当に丁寧に説明して、アドバイス、相談に乗っていただきたいと思います。当然、建て替えて払うわけですから、その資金繰りも必要になってくるのではないかと思うのですけれども、そこら辺りも相談に乗っていただきたいと思っています。

以上です。

議長（吉野 徹）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

先ほどからも述べさせていただいているとおり、「広報紙に載せればそれで十分か。ホームページなんか載せても意味がないのではないか。」というようなことでございますけれども、我々も普段から事業者の皆さんといろんなかたちで触れ合いをさせていただいております。そうしたなかで、業界団体のかたがたもお付き合いもありますので、ことあるごとにいろんなかたちで制度の周知はさせていただいているところです。そういったところのなかで、なかなか拾い切れない事業者のかたもいらっしゃることは我々も承知しております。なにせこの新型コロナウイルス感染症の発生後、様々な国・県の事業が出てきておまして、我々も日々勉強勉強という状況のなかで、私も課員に対しては、事業者のかたが来たら、そういったものをいろいろと丁寧に御案内してねということをお願いしているところがございます。我々の対応が足りない部分があれば、また御指摘いただければと思います。商工会等でも、商工会員ではなくても相談は受けているようなのですけれども、まず、観光地域づくり課ないし商工会、そういった相談窓口のほうに来ていただくということが有り難いかなと考えております。我々も努力してまいりますので、また御指導をお

願いたいと思います。

議長（吉野 徹）

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

3点、お願いします。

まず、総務課です。電算処理費ですが、マイナンバーカードの取得が増えているということですが、今の取得状況をお聞かせください。

それから、滝沢議員も聞かれましたが、農業振興費の強い農業・担い手づくり総合支援事業です。この対象者は、認定農業者とか、そういうものではなかったのか。それと、例えば、3人で共同して農家をやっていたとか、そういうものはどうなのでしょう。

それから、もう1点は今の商工費なのですが、消費拡大キャンペーン補助金事業です。期間はいつまでなのか、お聞かせください。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

マイナンバーカードにつきましては、交付の担当は税務町民課で行っておるのですけれども、私のほうでも数字を控えてきましたので、私のほうから報告させていただきます。現在、6月上旬時点で、交付率が18%くらいでございます。申請が今のところ27%くらいという数字でございます。まだ県の平均よりちょっと下でございますので、今後も引き続き増加させていきたいと考えております。

以上です。

議長（吉野 徹）

農林振興課長。

農林振興課長（村山大成）

認定農業者ということでのくくりはありません。ですが、書き方としては、人・農地プランに位置づけられた中心的経営体ということになります。ですので、その地域で担い手として認められているような人であれば、対象になるというようなかたちです。

議長（吉野 徹）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

消費拡大キャンペーンの期間はいつまでかということですが、令和3年7月から令和4年2月までの間に実施した事業が対象となります。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

13 番、風巻光明議員。

（13 番）風巻光明

時間が大分押していますので、1 点だけお聞きします。私が聞き漏らしたのかもしれませんが、介護保険特別会計の補正ですが、一般会計から 250 万円ほど繰り入れて、使い道は何かと言うと、ほとんど人件費ですね、1 人分くらいの。予算執行からまだ 2 か月くらいしかたっていないのに、なぜこんな 1 人分の人件費が突如必要になったのか、その辺について教えてください。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

地域包括支援センターの職員で女性なのですけれども、産休・育休に入った職員がおりまして、その分を補う者として会計年度任用職員を任用させていただくものとして、人件費を上げさせていただくものです。当初予算の段階では、その辺が全く見込めなかったものですから、今回、上げさせていただいたものということになります。

議長（吉野 徹）

13 番、風巻光明議員。

（13 番）風巻光明

職員が産休・育休を取った場合は、その本人には無報酬ですよ。保険から出るはずで。だから、そっちがマイナスになって、こっちがプラスになれば、項目は違うかもしれませんが、プラス・マイナスでイーブンになると思うのですけれど。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

例年、実は、正規の職員につきましては、12 月にちょうど人事院勧告等のものが出たりというところもあって、12 月に年度の最終的なところを見込むなかで清算をさせていただくようなかたちになります。その 12 月の補正の中で、ここの部分で正規の職員を雇用している部分については、マイナスの分が多分出てくるかと思えます。本来であれば、これはセットでやるべきところかと思うのですけれども、基本的に人件費は、12 月の補正で全てやっているというところがございまして、今回はプラス・マイナスゼロということにはならなかったということで御理解いただければと思います。もし、介護保険特別会計で

その分がマイナスが出るようであれば、その時点では、逆のことをさせていただくようなかたちになるかと思っております。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議案第 38 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 38 号について採決いたします。

議案第 38 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 38 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

議案第 39 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 39 号について採決いたします。

議案第 39 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

議案第 40 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 40 号について採決いたします。

議案第 40 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

議案第 41 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 41 号について採決いたします。

議案第 41 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 15

### 発議案第 2 号 津南町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議長（吉野 徹）

発議案第 2 を議題といたします。

提出者の説明を求めます。



7番、石田タマエ議員。

(7番) 石田タマエ

それでは、発議案第2号について、御説明をさせていただきます。

津南町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてですが、去る6月16日に総文福祉常任委員会において検討いたしました。その結果のものでございます。

提出理由といたしましては、今、議員が議会を欠席するときの議会の欠席理由を「事故のため出席できないとき」という表現がありますが、この事故という表現が一般的にはあまり良いことではなく、悪いような出来事というふうに受け取られがち、あるいは、不慮の事態でのことというふう受け取られるようなことで、誤解を招くという可能性もありますので、この文言を修正したいということと、請願書には、議会の請願手続きについては、押印の義務付けを見直すという内容の改正でございます。

具体的には、新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。第2条については、今までの現行のほうは、「議員は、事故のため出席できないときは」とありますが、それを「議員は、公務、傷病、出産、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由のために出席できないとき」という文言に改めたいということです。

それから、もう1点、第89条におきましては、請願書の件ですが、「請願者の住所及び氏名、法人の場合には、その名称及び代表者の氏名を記載し、押印しなければならない」という文言ですが、改めて、「請願者の住所、法人の場合には、その所在地を記載し、請願者が署名又は記名押印しなければならない」に改めるという発議でございます。

この規則は、令和3年7月1日からの施行とするということでございます。

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第2号について採決いたします。

発議案第2号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、発議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

## 日 程 第 16

### 請願第1号 津南町議会議場に国旗の掲揚を求める請願

議長（吉野 徹）

請願第1号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（滝沢元一郎）

令和3年6月4日、日本会議新潟県本部理事長佐藤日出夫氏より、「津南町議場に国旗の掲揚を求める請願」が提出されました。皆様のお手元に届いているとおりであります。6月8日の議会運営委員会において本請願の審議を産業建設常任委員会に付託されることになりました。よって、6月16日、産業建設常任委員会で審議を行っております。このことについて、その結果をお知らせいたします。

主権が国民にあることを宣言する憲法の中で、地方自治の章において、地方公共団体の維持機関として議会を設置することになっており、我々、直接選挙された議員がその責任において議論する場がこの議場であります。国旗は、治権が存在する国の証であり、法治国家としての独立性を表すその国を象徴する旗であります。あらゆる国際的な関連においても、国と国を識別し、参加の証となるものであります。我々、投票により選ばれた議員がその責務を全うするという我々のこの議場における意志の発露として、国旗や町旗を掲げることが、十分なる意義があることと考えました。また、現在、国民は、国際社会において我が国の参画を希求しており、平和の祭典、スポーツイベント等では、その代表者に対して敬意を払い、応援し、日の丸が掲揚されることを期待をしております。それが実現した暁には、心の底から賛辞を送り、我がことのように喜んでおります。また、アスリートも日の丸を付けることにより、国民の代表として全力を出し切る責任と喜びと誇りを感じると言い、今現在、広く日本の国旗は国民に定着していること。そして、県内30市町村中26市町村が議場に国旗を掲揚していること。

以上のことから、産業建設常任委員会としては、賛成多数で本請願について採択ということで結論付けましたので、皆様がたに報告を申し上げます。

以上です。

議長（吉野 徹）

委員長報告に対する質疑を行います。

10番、栞原洋子議員。

（10番）栞原洋子

この請願に紹介議員もいらっしゃいますけれども、産業建設常任委員会の委員会の中で今回の国旗掲揚の請願についてどんな意見が出たのか、教えてください。

議長（吉野 徹）

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（滝沢元一郎）

今、私が読み上げたとおりであります。「議場の中で我々の責務という自由な発言をする、また、町・国の発展のために議論するということで、そういったなかに国旗を掲揚するという事については、我々の意識の発露としてあって良いのではないか。」というような意見がありました。また、今のいろんな国際的なことや識別のことや、今の平和の祭典やスポーツイベント等の現状を見ると、国民の間に浸透しているのではないか。」というよう

な意見もありました。発露として必要、そういった意見が多かったです。

議長（吉野 徹）

10 番、栞原洋子議員。

（10 番）栞原洋子

先ほども委員長から「国民の多くに定着している。」という言葉がありましたけれど、津南町民が国旗に対しての認識をどれだけくみ取っているのか。認識があるのか、どれだけくみ取っているのか、町民のかたにお聞きしましたか。

議長（吉野 徹）

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（滝沢元一郎）

町民のかたには聞いておりません。

議長（吉野 徹）

10 番、栞原洋子議員。

（10 番）栞原洋子

いろんな意見があるかと思えますけれども、やっぱりこれは町民の意見も広く聞いたうえで、どれだけ今、町民の中にそれが浸透しているか、どういうときに国旗を皆さんは揚げているのか。昔から、いろんな記念日、憲法記念日とか天皇誕生日とか、そういうときには国旗を確かに揚げていましたけれど、今現在、どのくらい揚げているのかというのも、どれだけ浸透していてということもあると思うのです。議会の場で国旗を掲揚するということが町民の皆さんがどういうふう考えているのか、それはやっぱりこれから聞いていくことが大事なのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（吉野 徹）

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（滝沢元一郎）

この請願については、正當に委員会に付託されたものであり、そして、私どもの委員の見解としては、今言ったように広く定着していると。そして、我々の責務があるという意識のなかで、そういったことを掲げることについては意義があるということで私どもは考えたわけでありますので、この議場において、皆様がたの考え方がそういうかたが多ければ、それは民主主義にのっとって、ここで決定させていただければと思います。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

5 番、桑原義信議員。

(5 番) 桑原義信

私は委員会の中で反対したのですが、どういう意見がありましたという中には、委員長は反対の意見もあったということをやっぱり述べるべきだと思います。

議長 (吉野 徹)

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長 (滝沢元一郎)

反対という意見もありました。それは、私は今、全員がとは言っておりませんので、多くは賛成をしたということを行っています。

議長 (吉野 徹)

ほかに質疑はありませんか。

— (質疑者なし) —

質疑を終結いたします。

請願第 1 号について討論を行います。

まず、本請願に反対のかたの発言を許します。

5 番、桑原義信議員。

(5 番) 桑原義信

私は、日本共産党津南町議員団を代表し、「津南町議会議場に国旗の掲揚を求める請願」に反対する立場から討論を行います。

反対する理由の第一は、町議会議場は、町民のために様々な立場から意見を交わし、自由に中立公正に議論する場であり、様々な意見のある国旗掲揚を押し付けるべきではありません。国旗の役割は、国が公の場で国を表すシンボルとして使い、義務付けたり、強制されるものではありません。

第二に、日の丸は、太平洋戦争中、侵略戦争のシンボルとなって侵略の旗印として使われました。国民の中には、拒絶反応を持つ人たちが多数いて、現在でも国民的合意があるとはとても言えません。私たちの家族の中でも、あの戦争で犠牲になったかたがたくさんおられます。私の父も戦争に駆り出され、昭和 24 年、やっとの思いで帰ってきました。日の丸の元、青春を棒に振った苦い思いを戦後ずっと引きずってきました。侵略されたアジアの国々にとって、日の丸は今でも野蛮な日本軍国主義の記憶と結び付いています。だから、日本政府は、国歌・国旗法制化の際にも、これを国民に強制することはできませんでした。外国では、日本同様、第二次世界大戦の侵略国であったドイツ・イタリアは、侵略戦争の反省から、大戦当時と同じ旗を国旗としておりません。

日の丸を国旗にすることについては、町議会でも町民の中でも意見が二分する問題であり、国旗を掲揚することは、一方の意見だけを取り入れることとなり、なじみません。それを議会の数の力で決めてしまうことは、まさに押し付けです。オリンピックを目の前にして、どんな国旗と国歌が今の日本にふさわしいか、国民みんなが意見を寄せ合い、知恵を

出し合う時だと思えます。

議員各位の賢明な判断を希望して、反対討論とします。

議長（吉野 徹）

次に、原案に賛成のかたの発言を許します。 —（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

次に、原案に反対のかたの発言を許します。

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

2番、小木曾です。「津南町議会議場に国旗の掲揚を求める請願」に反対の立場から討論を行います。

津南町議会議員は、津南町の有権者の総意によって選出されています。その役割は、津南町民の生活の質を高め、文化・自然を守り、安全・安心な持続可能な暮らしを作り出すことです。もし、議場に旗を掲げる必要があるのであれば、私は、それは日の丸ではなく、津南町の旗であるべきだと思います。町民の幸せを願う心を忘れないという意味においてです。もちろん、国のことをないがしろにするつもりは毛頭ありませんが、過去・現在・未来にわたって、国の利害と町の利害が対立することも十分あり得ます。私が議員になってからも、放射能汚染土の農地への投入に反対する意見書、核兵器廃絶に関する国際署名への署名・批准を求める意見書など、津南町議会の総意として国に上げてまいりました。地方自治は、基本的には住民自治の要であり、その原理は、国と別人格の統治団体が公共事務を行うという手段を養成する、これが地方自治の本旨とされています。もちろん、私たちが住民の代表として地方自治体の様々な決定に関わるとき、国全体のこと、あるいは世界全体のこと、子どもたちの未来に関わることまで考えを及ぼす必要があります。それでは、議場に町の旗のみならず、県の旗、国の旗、万国旗まで飾らねばなりません。実際に基本として、国会に国旗が掲げられ、県議会に県の旗が掲げられ、国連に万国旗が飾られているわけです。気候変動に対する様々なアクションを取ってみても、私たちは40年も前からグローバルに考え、ローカルに行動するという意味で、「グローカル」という言葉を用い、実践してまいりました。そうした世界の動きのなかで、もし、津南町議会が飾るとしたら、津南町の旗か、あるいは、どうしても言うならば万国旗を議場に張り巡らせることが今の時代にふさわしいものと私は考えております。

皆様の賢明な判断をお願いいたします。

以上です。

議長（吉野 徹）

次に、原案に反対のかたの発言を許します。 —（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

請願第1号について、採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は、採択です。

請願第1号について、委員長報告のとおり採択することに賛成のかたの起立を求めます。

—（起立10名、非起立3名）—

賛成多数です。よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

## 日 程 第 17 議員派遣の件について

議長（吉野 徹）

議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配布した内容で議員を派遣することとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣することに決定いたしました。

## 日 程 第 18 議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長（吉野 徹）

議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配布のと通りの閉会中の調査・審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに決しました。

議長（吉野 徹）

以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

町長より挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（桑原 悠）

「年々歳々花相似たり、歳々年々人同じからず」などと言うそうですが、コロナ禍にあっても、この自然の悠久さは変わらず、今年もキュウリやナスなどの夏野菜が少しずつ採れ

はじめるようになった今日この頃、本6月議会定例会、慎重審議をいただき、大変有り難く感謝を申し上げます。

65歳以上のかたがたの新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の現場につきましては、議会をはじめ町民の皆様の御理解のおかげで、混乱なく加速して順調に進んでおります。今後、来月下旬頃を予定しております64歳以下のかたがたの接種につきましても、できる限り早く接種完了を目指してまいりたいと思っております。引き続きの御理解と御協力をお願い申し上げます、6月議会定例会閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（吉野 徹）

これにて令和3年第2回津南町議会定例会を閉会いたします。

—（午後2時21分）—